住	所	⁵⁰ 氏 名	生 年 月 日 性 別
登録	年 月 日	住民票作成日 転入届出日 年	月 日 投票区
(抹 消 理 由 及 び その年月日)	年 月 日	備考	市(区)(町)(村) 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考

- 1 法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 2 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。
- 3 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付(記載)年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 4 投票人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 5 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

その二

住	所	s 9 氏	^{がな} 名	生年月日	性別	登 録 年月日	住民票作成日 転 入 届 出 日	抹 消 (理由及びそ の年月日)	投票区	備考	
											市(区)(町)(村) 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考

- 1 法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 2 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。
- 3 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付(記載)年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 4 投票人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 5 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。